

令和5年度
選挙管理委員会事務局

世田谷区選挙管理委員会 第4回定例会会議録

1 日 時 令和5年5月12日（金）
午後4時00分 開会
午後5時25分 閉会

2 場 所 選挙管理委員会室

3 出席者 委員長 山内 彰
委員 岡部 健一
委員 渡邊 洋
事務局長 好永 耕
選挙担当係長 小牧 正季
主査 中山 陽介
書記 成田 大貴

4 議題 別紙議題のとおり

5 議事経過 議事録記載のとおり

6 特記事項 職務代理は、所用のため欠席した。

作成 令和5年5月12日
作成者 成田 大貴

令和5年5月12日

第4回定例会議題

1 協議事項

- (1) 在外選挙人名簿の登録及び抹消について（資料N o. 1）
- (2) 世田谷区議会議員選挙における当選の効力に関する異議申出について（資料N o. 2）

2 報告事項

- (1) 世田谷区議会議員選挙における年代別投票率について（資料N o. 3）
- (2) 特選連委員長会について（資料N o. 4）

3 その他

- (1) 委員会等の日程について（資料N o. 5）
- (2) その他

◆次回定例会等の日程・・・出席者・開催時間にご注意ください。

件名	開催日時	開催場所	出席者
第5回定例会※	5月16日(火) 午後 1時00分	砧区民会館 集会室A・B (4階)	全委員
明るい選挙推進協議会総会	5月16日(火) 午後 2時00分	成城ホール	

※第5回定例会

【主な議題（予定）】

- ・令和5年度世田谷区明るい選挙推進協議会総会について
- ・世田谷区議会議員選挙における当選の効力に関する異議申出への対応について

議事録

1 協議事項

- (1) 在外選挙人名簿の登録及び抹消について、資料No. 1のとおり決定した。
- (2) 世田谷区議会議員選挙における当選の効力に関する異議申出について、令和5年5月1日付けで、資料No. 2のとおり最下位当選者の当選の効力の無効について異議申出があった旨、事務局長から報告した。

また、事務局長から今後の流れについて説明し、異議申出人（以下「申出人」という。）から公職選挙法第216条で準用する行政不服審査法第31条の規定に基づく、口頭意見陳述の申立て及び同意見陳述への補佐人の同伴を求める申立てがあった旨併せて報告した。

意見陳述の実施及び補佐人の同伴を認め、令和5年5月16日（火）午後1時10分から実施することを決定した。

意見陳述を踏まえ、第5回定例会において、世田谷区選挙管理委員会（以下「委員会」という。）として対応方針について協議する旨決定した。

各委員の意見については、次のとおり。

委員長

委員会として公平な立場で決めていくことが重要である。

岡部委員

委員会は選挙会の決定に関わっていないため、選挙会の結果について、判断のしようがない。適切に選挙会が行われたことは選挙録等から推察はできるが、過去に他自治体で実施された投票の再点検の事例を見る限り、約1.3票差が覆らないとは言い切れない。選挙会に申出人が届け出た選挙立会人もいなかつことから、委員会として投票の再点検を実施することについても慎重に検討すべきである。

渡邊委員

単に選挙会が適法に行われているからという理由は、委員会として投票の再点検を実施しないまま棄却する際の理由にならないと考える。

仮に委員会で投票の再点検を実施せずに棄却し、その後、東京都選挙管理委員会の再点検で得票順位が入れ替わった場合、棄却の理由によっては責任を追及されることも考えられる。委員会で再点検した結果、得票が変わらなければ世田谷区選挙会が行った開票の正確さが担保されるだけであり、以上のことから投票の再点検は実施せざるを得ないと考える。

委員会と選挙会とは異なる立場であり、約1.3票という僅差となっている以上、委員会が明確な理由なく選挙会の決定を支持し、投票の再点検を実施せずに棄却することはできないと考える。

2 報告事項

- (1) 世田谷区議会議員選挙における年代別投票率について、事務局長から資料No. 3のとおり報告した。なお、前回選挙と比較して、全体で3.09ポイント上昇し、とりわけ20歳代が4.87ポイント、30歳代が5.68ポイント上昇した旨併せて報告した。
岡部委員から、多摩美術大学との連携による啓発の効果測定の方法について議論していくよう意見があった。
- (2) 特選連委員長会について、資料No. 4の次第に沿って報告した。また、情報交換の場で、各区より統一地方選挙における異議申出の提起状況について情報交換し、世田谷区からも当選の効力に関する異議申出が出ていることについて情報提供したことを報告した。

3 その他

- (1) 委員会等の日程について、資料No. 5のとおり令和5年7月の日程を新たに決定した。
- (2) 令和5年5月16日(火)午後2時から開催される明るい選挙推進協議会総会に全委員が出席することを確認した。
なお、第5回定例会の開催時刻を午後1時からではなく、同日午後1時10分から開始する異議申出に関する口頭意見陳述終了後に開催し、午後2時を超える場合は明るい選挙推進協議会総会出席後、成城ホール楽屋において再開することを確認した。